

【別冊】

平成31年2月定例会

議 案 説 明 資 料

(職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例 (病院局企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例))

病 院 局

平成31年2月定例会議案説明資料目次

病 院 局

【予算関係以外】
(議 案)

議 案 番 号	件 名	課 名 等	頁
議案第54号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)	総務課	1

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員に支給する手当の額の改定等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。</p> <p>(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 414,800円 (現行 414,300円)</p> <p>(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 50,800円 (現行 50,700円)</p> <p>イ 宿日直手当について、勤務1回当たりの支給限度額を次のように引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の宿日直</td> <td>4,200円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師の宿日直</td> <td>2万円</td> <td>2万1,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な業務を主とする宿日直</td> <td>7,200円</td> <td>7,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(午前中の勤務から引き続いて行われる宿直勤務については、これらの額に100分の150を乗じた額)</p> <p>ウ 任期を定めて採用された職員について、昇給を行うものとする。</p> <p>エ <u>再任用職員等について、単身赴任手当を支給するものとする。</u></p> <p>オ 通勤のため四輪の自動車を使用し、人事委員会規則で定める駐車場の利用料金を負担することを常例とする職員の通勤手当の額について、最大1,000円を加算するものとする。</p> <p>(2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、(1)エと同様の改正を行う。</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、平成31年4月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	区分	現行	改正後	通常の宿日直	4,200円	4,400円	医師又は歯科医師の宿日直	2万円	2万1,000円	特殊な業務を主とする宿日直	7,200円	7,400円
区分	現行	改正後											
通常の宿日直	4,200円	4,400円											
医師又は歯科医師の宿日直	2万円	2万1,000円											
特殊な業務を主とする宿日直	7,200円	7,400円											

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで、<u>第11条</u>及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
<p>(任期付職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(任期付職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 略</p> <p>2 第6条から第9条まで、<u>第11条</u>及び第21条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(平成31年4月1日における昇給等の特例)
- 2 この条例の施行の日の前日から引き続き職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）である者に係る平成31年4月1日における職務の級及び号給の決定については、その者が同日以後に新たに職員となったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。